

鹿 児 島 県 公 報

令 和 5 年 10 月 23 日 (月) 号 外



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

議 会 告 示

○ 条例制定請求代表者の意見を述べる機会の付与

(議事課取扱い) 1

議 会 告 示

鹿 児 島 県 議 会 告 示 第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定により，次のとおり条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えるので，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により告示する。

令 和 5 年 10 月 23 日

鹿 児 島 県 議 会 議 長 松 里 保 廣

- 1 日時
令和5年10月23日午後（議案に対する質疑終了後）
- 2 場所
鹿児島県議会（議会庁舎6階）本会議場
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 事件名
第101号議案 九州電力川内原子力発電所の20年延長運転の是非を問う県民投票条例制定の件
- 4 意見を述べる機会を与える条例制定請求代表者の数
4人以内
- 5 意見を述べる時間
20分以内（各陳述者の合計時間）